

介護老人福祉施設 ケアホーム千鳥 地域交流スペース利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護老人福祉施設ケアホーム千鳥（以下「施設」という）内の地域交流スペースが地域福祉の推進のために広く地域住民の交流の場となることを目指して、その利用について規則を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 地域福祉の推進のために、会議・研修会・講習会等の催し物及び休憩スペースとして、以下①～⑤に該当する個人、団体等が利用することができる

①原則として利用者様に何らかの形で還元できる内容であること

②申込書にて事前に予約をした者

③当施設の近隣住民、在勤者及びそれらで構成される団体等

④当施設の近隣保育所、幼稚園、学校及び会社等

⑤利用後は各自で片付け、清掃を行うなど自己管理ができる者

⑥その他、介護老人福祉施設ケアホーム千鳥施設長（以下「施設長」という）が特に認めた者

(利用可能日・時間)

第3条 年末年始（12月30～1月3日）を除く日について利用可能ですが、当施設の行事等を優先しますので利用できない場合があります。利用時間は10時～18時の間です。

※利用時間

午前 10時～12時

午後 13時～18時

(利用申し込み)

第4条 利用ご希望の方は、所定の「申込書兼利用許可書」に必要事項を記入の上、施設長宛にお申込み下さい。お申込みは利用を希望する月の属する月の2ヶ月前の月の初日から受け付けます。

(利用許可の取り消し)

第5条 「申込書兼利用許可書」に虚偽の記載があった場合や、お申込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、あるいは承認を受けた目的以外に使用した場合には、利用許可の取り消しを行う場合があります。

(利用料)

第6条 原則として、利用料はいただきません。

(損害賠償)

第7条 建物内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合、利用者は速やかに施設長に連絡してください。利用者（参加者、関係者を含む）に起因する損害については、利用者に賠償していただきます。

(免責)

第8条 利用に伴う人身事故・展示品等の盗難・破損事故などすべての事故については当施設は一切の責任を負いません。

第9条 以下の事項に当てはまる場合、あるいは施設長が利用にふさわしくないと判断した場合は利用を制限します。

- 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき
- 政治的または宗教的集会と認められるとき
- 建物内外の設備等を破損し、または滅失する恐れがあるとき
- 反社会的勢力、またはその恐れがある組織の利益になると認められるとき
- 騒音等で近隣に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- 営利を目的として行うもの
- 有償で行われる教室等（実費程度で運営される趣味活動、クラブ活動等は除く）
- 当施設の管理、運営上支障があると判断されたとき

(利用上の注意)

第10条 利用上の注意事項は以下のとおりである

- 地域交流スペースにある備品等は大切に使用してください。また、使用後は椅子、机等は元の場所に戻して清掃を行ってください。
- 施設敷地内は禁煙です。
- 施設内の火気等の危険物の持ち込み・使用は禁止です。
- 飲食物の持ち込みは可能です。飲食後のごみは各自でお持ち帰りください。
- 許可なく地域交流スペース以外の場所への立ち入りはご遠慮ください。
- 施設には駐車できるスペースが限られているので、お車での来場はご遠慮ください。
- 利用許可書提出時点で、この要綱に同意したものとみなします。
- この要綱に定めのない事項については、事前にご相談ください。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。